

善導における滅罪とその過程

小川 法道

はじめに

『観無量寿経』（以下、『観経』）に代表されるように、浄土教では、阿弥陀仏の力によって、衆生のもつ「生死の罪」が消滅するとされる。⁽¹⁾しかし浄土教の祖師たちが、その具体的な過程をどのように考えたかについては、充分に明らかになっていないと言えない。特にいかなる時点で、いかなる罪が滅するのか、それは往生以前か以後か、などの問題は、往生がいつ成就（決定）するのか、などのきわめて重要な論点に関わってくる。

先に筆者は曇鸞大師（四七六―五四二、以下、諸師の敬称を略す）の滅罪について、『無量寿経優婆提舍願生偈婆藪槃頭菩薩造並註』（以下、『往生論註』）を資料に、三つの段階（往生以前、往生以後の蓮華が開くまで、開いた後）があると指摘した。⁽²⁾本論文では、曇鸞と同じような思想が見出せるのか、を善導（六一三―六八一）について見ていきたい。

善導における滅罪についてはすでに、称名、懺悔、観想、聞法の四つの方法があると指摘されている。⁽³⁾しかし罪を滅するとどうなるのか、またいつの段階で罪を滅するのか、⁽⁴⁾ということに関しては、明らかにされてはいない。

そこで善導の滅罪の過程に重点を置いて考察を加えていきたい。

一、現世における滅罪

(一) 本願力による滅罪

まず滅罪と願力という点から見ていきたい。『般舟讚』では、次のように述べている。

① 普勸有縁道俗等願往生

會是專心行佛教無量樂

念佛專心誦經觀願往生

禮讚莊嚴無雜亂無量樂

行住坐臥心相續願往生

極樂莊嚴自然見無量樂

或想或觀除罪障願往生

皆是彌陀本願力無量樂⁽⁵⁾

ここでは普く有縁の道俗等に、必ず専心に仏の教えを行じることがを勧め、念仏し専心に誦経し観想し、莊嚴を礼讚し雑乱してはならないという。また行住坐臥に心相續すれば、極樂の莊嚴は自然に見えるとする。あるいは憶想し、あるいは観想すると罪障を除くことができ、それはすべて阿弥陀仏の本願力によるものであるとしている。

このように善導は憶想と観想によって滅罪することができるとし、それは阿弥陀仏の本願力によると説いている。また『般舟讚』では、次のように述べている。

②般舟三昧樂願往生

不違師教念彌陀無量樂

救苦雖遙別世界願往生

衆生急念應時來無量樂

或現聲聞菩薩相願往生

隨緣樂見度衆生無量樂

悲心拔苦超三界願往生

慈心與樂涅槃期無量樂

隨逐衆生身有異願往生

分身六道度時機無量樂

禮念觀身除罪障願往生

直是發願慈悲極無量樂⁽⁶⁾

ここでは「釈迦の教えに背かないで阿弥陀仏を念じよ。阿弥陀仏が苦を救うことは遙かに別の世界であるけれども、衆生が急に念ずればその時に応じて来迎される。あるいは声聞や菩薩の相を現して、縁の願いに随って衆生を濟度される。また悲心は苦を抜いて三界を超えさせ、慈心は樂を与えて涅槃を願わせる。衆生につきしたがう身に異なりがあり、六道に身を分けてその時の衆生を濟度する。衆生が礼拝し、称名し、身を觀想すれば罪障を除く。これはただ阿弥陀仏の發願の慈悲の極りである」としている。

この發願というのは、阿弥陀仏が法蔵菩薩であった時の發願である。それゆえ、衆生が礼拝し、称名し、身を觀想すれば阿弥陀仏の願力によって、滅罪することができるとされているのである。

また善導は『法事讚』卷上において、次のように述べている。

③以仏願力、五逆之與十惡、罪滅得生。謗法闡提、回心皆往。⁽⁷⁾

ここでは仏願力によって、五逆と十悪の罪を滅して、往生することができるという。また謗法や一闡提の者は、回心すればみな往生することができるとする。よって衆生は阿弥陀仏の願力によって罪を滅することができるのである。

(二) 滅罪と清浄

次に滅罪と清浄という点から見ていく。善導は『観無量寿経疏』（以下、『観経疏』）序分義の定善示観縁において、次のように述べている。

①言説清浄業者、此明如來以見衆生罪故、爲説懺悔之方、欲令相續斷除、畢竟永令清浄。又言清浄者、依下觀門、專心念佛、注想西方、念念罪除、故清浄也。⁸⁾

善導は『観経』の「説清浄業」の句に関して、如来が衆生の罪を見て、衆生のために懺悔の方法を説いて、相續して罪を断除し、ついには永遠に清浄とならせるためであるとする。この「清浄」と言うのは、観想の法門に依つて、専心に念仏して思いを西方に注いだならば、念々に罪が除かれるから「清浄」になることができると説いている。

前者は懺悔による滅罪、後者は観想による滅罪である。そして善導は滅罪によって清浄となるべきことを目的としている。このように善導は懺悔や観想などの行を相續して、罪を取り除かなければならないとする。

同様の見解として、『観経疏』散善義の上品下生と中品上生が挙げられる。善導は上品下生で、九品それぞれに

当てはまる、いわゆる十一門義中の第九「命終に臨むる時の、聖来迎接の不同と、去時の遅疾とを明す」ことに關して、九つ挙げて、その第五で次のように述べている。

②五明行者罪滅、故云清淨⁽⁹⁾。

この善導が註釈した『觀經』の文言を見ると、「汝今清淨にして、無上道心を発す⁽¹⁰⁾」と説いている。つまり善導は、臨終に上品下生者の罪が滅したから「清淨」というとする。

また善導は中品上生では、十一門義中の第六「受法の不同を明す」中に四つあるとして、次のように述べている。

③三明小戒力微、不消五逆之罪。四明雖持小戒等、不得有犯、設有餘慳、恒須改悔、必令清淨⁽¹¹⁾。

ここでは小乗戒の力では、五逆罪を消せないという。そして小乗戒等を持って犯すようなことがなかったとしても、もし他の罪があれば、常に改悔して、必ず清淨にならなければならないとする。

このように善導は滅罪によって、清淨となることを目的としている。この清淨を目的とする理由は、『觀經疏』序分義の欣淨縁で、韋提希について「恐らくは余慳有つて、障りて往くことを得ざらん⁽¹²⁾」と解釈するように、罪が往生の障りとなることを恐れたことによるといえる。

(三) 滅罪と往生

最後に滅罪と往生に関して見ていく。『観念法門』では次のように述べている。

①又行者等、若病不病、欲命終時、一依上念佛三昧法、正當身心、迴面向西、心亦專注、觀想阿彌陀佛、心口相應、聲聲莫絶。決定作往生想、華臺聖衆、來迎接想。病人若見前境、即向看病人説。既聞説已、即依説録記。又病人若不能語者、看病人必須數數問病人、見何境界。若説罪相、傍人即爲念佛助、同懺悔必令罪滅。若得罪滅、華臺聖衆、應念現前。準前抄記。¹³

すなわち「行者が病気であろうとなかろうと、臨終の時に念仏三昧の方法に依って、身心を正し、顔を西に向け、心もまた專注し、阿彌陀仏を觀想して、心と口が相應し、念仏の声を絶やすことなく、固く往生する想いを抱き、華台に乗った聖衆が來迎する想いを起こせ。その臨終人が蓮台等を見て、看病人に向かってその様相を説いたならば、看病人はその様相を聞いて記録せよ。また本人が語ることが出来ないならば、看病人は必ず本人にどのような対象を見たのか、と問え。もし本人が罪を犯した様子を説いたならば、そばの人は本人のために念仏し、助けて一緒に懺悔して必ず罪を滅せ。罪が滅したならば蓮華の台座をもった聖衆が思い通りに目の前に現れる」という。

ここでは念仏と懺悔による滅罪を説いていて、滅罪したならば、聖衆が目の前に現われるという。次に『観念法門』の五種増上縁の内、護念増上縁の中では、次のように述べている。

②又如般舟三昧經行品中説云、佛告跋陀和、若有人、七日七夜、在道場内、捨諸縁事、除去睡臥、一心專念阿彌

陀佛眞金色身、或一日三日七日、或二七日、五六七七、或至百日、或盡一生、至心觀佛、及口稱心念者、佛即攝受。既蒙攝受。定知、罪滅得生淨土。⁽¹⁶⁾

善導は『般舟三昧經』の行品によって、「衆生が道場内で七日七夜、俗事を捨て、睡眠を除き、一心に専ら阿弥陀仏の眞金色身を念ずることが、一・三・七日、二・五・六・七週間、あるいは百日に至り、あるいは一生を終わるまで、至心に觀仏し、口稱し、心に念じるならば、阿弥陀仏は摂受される。衆生はすでに摂受を蒙るので、滅罪して淨土に往生するということが知られる」という。

ここでは至心觀仏と口稱心念によって、阿弥陀仏が摂受されるとした後に、摂受を蒙るので滅罪するという。そして滅罪した後に、淨土に往生することが説かれている。

同様に「罪滅得生」と説くものに、『觀念法門』の証生増上縁が挙げられる。

③又如彌陀經云、六方各有恒河沙等諸佛、皆舒舌遍覆三千世界、說誠實言。若佛在世、若佛滅後、一切造罪凡夫、但迴心念阿彌陀佛、願生淨土、上盡百年、下至七日、一日、十聲、三聲、一聲等、命欲終時、佛與聖衆、自來迎接、即得往生。如上六方等佛舒舌、定爲凡夫作證、罪滅得生。若不依此證得生者、六方諸佛、舒舌一出口已後、終不還入口、自然壞爛。此亦是證生増上縁。∴(中略)∴又白諸行人等。一切罪惡凡夫、尚蒙罪滅、證攝得生。何況聖人願生、而不得去也。⁽¹⁶⁾

ここでは『阿弥陀經』によって、六方にそれぞれ恒河沙ほどの諸仏がいて、みな舌相を伸べてあまねく三千世界

を覆い、次のような真実の言葉を説かれるという。「もし釈尊の在世、及び滅後において、一切の造罪の凡夫が、ただ廻心して阿弥陀仏を念じ、浄土に往生したいと願うならば、上は百年を尽くす者から、下は七日・一日、十声・三声・一声等の者まで、命終の時に、阿弥陀仏は聖衆とともに自ら来迎し、往生することができる」と。

そして六方の諸仏が舌を伸べるのは、必ず凡夫のために、罪が滅して往生することができるという。もしこの証明によって往生することができないならば、六方の諸仏の伸べた舌は一度口を出て以後、ついに口に戻らずに、自然と壊爛するという。また善導は一切の罪悪の凡夫すら罪滅を蒙り、往生することを証明されるとし、それゆえ、聖者も往生を願って、往生できないことはない、と行者に勧めるのである。

ここでは称名による滅罪が説かれていて、滅罪して往生することができる⁽¹⁷⁾と述べている。よって善導は滅罪を往生の条件としているといえる。

最後に『観経疏』定善義の真身観において、光明が衆生を利益する三縁を挙げて、滅罪に関して、次のように述べている。

④三明増上縁。衆生稱念、即除多劫罪。命欲終時、佛與聖衆、自來迎接。諸邪業繫、無能礙者、故名増上縁也⁽¹⁷⁾。

すなわち「衆生が念仏を称えれば、多劫の罪を除く。そして命終時に、阿弥陀仏自身が聖衆とともに来迎される。諸々の邪業繫が妨げとならないから増上縁という」とする。

ここで善導は「邪業繫」が妨げとならないと説いている。つまり善導は、「邪業繫」を往生の障りと理解しているのである。よって善導は、念仏によって滅罪が果たされ、往生の障りが除かれて、往生することができると理解

している。

以上、滅罪と願力、滅罪と清浄、滅罪と往生と項目を分けて、善導の現世における滅罪について見てきた。善導は現世において、滅しなければならぬ罪を、往生の障り（生死の罪）と見ている。それゆえ、善導は滅罪を往生の条件としているのである。

二、極楽往生後の滅罪

（一）微塵故業とその消滅

ところで曇鸞の『往生論註』では、五逆罪を犯した者は、極楽往生した後、蓮華の中で十二大劫の間、罪を償っているとしていたが、善導の場合はどうかであろうか。極楽往生した後の滅罪について考えているのだろうか。まず『般舟讚』では、次のように述べている。

- ① 欲到彌陀安養國 願往生 無量樂 念佛戒行必須回 無量樂
戒行專精諸佛讚 願往生 無量樂 臨終華座自來迎 無量樂
一念之間入佛會 願往生 無量樂 三界六道永除名 無量樂
三明六通皆自在 願往生 無量樂 畢命不退證無爲 無量樂
四種威儀常見佛 願往生 無量樂 手執香華常供養 無量樂
一念一時隨衆聽 願往生 無量樂 百千三昧自然成 無量樂

一切時中常入定願往生 定理聞經皆得悟無量樂

百寶莊嚴隨念現願往生 長劫供養報慈恩無量樂

微塵故業隨智滅願往生 不覺轉入眞如門無量樂⁽¹⁸⁾

ここでは、「衆生が阿弥陀仏の浄土に至ろうと思うならば、念仏と戒行を必ず廻向するべきである。その戒行が専精であるならば諸仏が讃え、臨終に華座をもって自然と来迎され、一念の間に仏会に入って、三界六道の名は永遠に除かれる。衆生は往生した後、三明六通の自在を得て、ついに不退転となって無為をさとする。そして行住坐臥に常に見仏し、手に香や花をもって常に供養し、一念一時も菩薩衆とともに聞法し、百千の三昧は自然に得られる。一切の時に常に禅定に入り、禅定の中で経を聞いてみな悟りを得る。極樂の百宝莊嚴は思いに応じて現れ、長劫に供養して慈恩に報い、微塵の過去の業（微塵故業⁽¹⁹⁾）は智によって滅び、不覺が転じて眞如門に入る」とする。つまり善導は極樂往生した後も、微塵の過去の業が残存していると考えているのである。その微塵の過去の業は、極樂浄土内で、智によって滅ずるとしている。

また過去の業に関しては、『般舟讚』に他の一例がある。

②般舟三昧樂願往生 常住寶國永無憂無量樂

涅槃快樂無爲處願往生 貪瞋火宅未曾聞無量樂

百寶華臺隨意坐願往生 坐處聖衆無央數無量樂

童子供養聲聞讚願往生 鳥樂飛空百千市無量樂

一坐一立須臾頃願往生

微塵故業盡消除無量樂⁽²⁰⁾

すなわち「常住の宝国には永遠に憂いがなく、涅槃・快樂・無為の所には、貪欲や瞋恚に満ちた火宅はいまだかつて聞かない。百宝の華台には意のままに坐り、坐る所には聖衆が数限りなくいる。童子は供養し、声聞は讚嘆し、鳥はたのしく空を飛んで百・千回めぐる。一たび坐し一たび立つわずかの間に、微塵の過去の業はことごとく消除する」という。

この用例は『法事讚』卷下において「仏を弥陀と号す、常に説法したまう。極樂の衆生、障り自ずから亡ず⁽²¹⁾」と説き、また「彼に到れば華開いて大会に入る。無明煩惱自然に亡ず⁽²²⁾」と説くのと同じように、極樂浄土において自然と罪が消えていくことを表しているといえる。

また『般舟讚』では、次のように述べている。

③一到彌陀安養國願往生

畢竟逍遙即涅槃無量樂

涅槃莊嚴處處滿願往生

見色聞香罪障除無量樂⁽²³⁾

ここでは、「一たび阿弥陀仏の安養国に往生したならば、究極の楽しみ、すなわち涅槃に入る。極樂浄土の涅槃の莊嚴は所々に満たされていて、色を見て香をかぐと罪障が除かれる」という。

また『般舟讚』では、次のように述べている。

④一切時中常説法願往生 見聞歡喜罪皆除無量樂⁽²⁴⁾

すなわち極樂では、一切の時に常に法を説いていて、衆生が見聞して歡喜すれば罪をみな除くという。また『觀經疏』定善義の水想觀中に説かれる三偈のうち、第二偈では、次のように述べている。

⑤又讚云、

西方寂靜無爲樂	畢竟逍遙離有無
大悲熏心遊法界	分身利物等無殊
或現神通而説法	或現相好入無餘
變現莊嚴隨意出	羣生見者罪皆除 ⁽²⁵⁾

ここでは「西方は寂靜無為の樂であり、究極であり存在の有無を離れている。衆生は大悲によって心を熏習して法界に遊び、分身が衆生を利益することにはわけへだてがない。あるいは神通力を現して説法し、あるいは相好を現して無余涅槃に入る。変現する莊嚴は衆生の意のままに現れ、衆生でこのような情景を見る者は罪をすべて除く」という。

このように善導は極樂淨土内における滅罪を考えている。その場合、滅する罪は微塵の過去の業とする。善導はそのような罪は智や見や聞等によって滅するとし、あるいは極樂淨土内ならば、無明や煩惱などの障りは自然に滅するとしているのである。

(二) 下品下生の滅罪

次に曇鸞と同じように下品下生に関する記述を取り上げたい。まず善導は『般舟讚』では次のように述べている。

① 聲聲連注滿十念願往生 念念消除五逆障無量樂

謗法闡提行十惡願往生 回心念佛罪皆除無量樂

… (中略) …

殘殃未盡華中合願往生 十二劫後始華開無量樂

華内坐時無微苦願往生 超過色界三禪樂無量樂⁽²⁶⁾

ここでは現世において、「声を連続させて十念を満たしたならば、念々に五逆の障りが除かれる。また謗法や闡提、十悪を行じた者でも、回心して念仏するならば罪はみな滅する」とする。しかし往生した後も、「残っている罪がまだ尽きていないので、衆生は蓮華の中に入り、十二劫の後、初めて蓮の花が開く。華の内ですわっている間は微かな苦しみもなく、色界の三禪天の楽に超え勝れている」という。

同様の見解は『観経疏』散善義の下品下生を解釈する所で見られ、五逆罪と誹謗正法の問題を取り上げて、次のように述べている。

② 若造還攝得生。雖得生彼、華合逕於多劫。此等罪人在華内時、有三種障。一者、不得見佛及諸聖衆。二者、不得聽聞正法。三者、不得歷事供養。除此已外、更無諸苦⁽²⁷⁾。

ここでは「もし罪（謗法罪）を造ったとしても、阿弥陀仏に救い取られて、往生することができる。しかし極楽に往生したとしても、華は閉じたまま多劫を経る。このような下品下生の罪人は蓮華内にいる時に三種の障りがある。一つには仏や諸々の聖衆を見ることができないこと、二つには正法を聴聞することができないこと、三つには歴史供養することができないことである。この三つ以外にさらに諸苦はない」と説いている。

つまり善導は十二大劫を経て、初めて蓮の花が開き、その時に三障が取り除かれるという理解を示している。そして華が開いた後のことに関して善導は、同じく下品下生で、十一門義の中、第十一「華開已後の得益に異有ることを明かす」ことに、三つあるとして次のように述べている。

③一明二聖爲宣甚深妙法。二明除罪歡喜。三明後發勝心⁽²⁸⁾。

すなわち「一つには観音・勢至が甚深の妙法を説くことを明かし、二つには下品下生の者が罪を除いて歡喜することを明かし、三つには勝れた心つまり菩提心を発したことを明かす」とする。いま『観經』によって詳説すれば、「蓮華方に開く。觀世音・大勢至、大悲の音声を以て、それが為に広く諸法実相、除滅罪の法を説く。聞き已て歡喜して、時に応じてすなわち菩提の心を発す⁽²⁹⁾」という。したがって蓮華が開いた後に、この除滅罪の法を聞くのである。

よって善導は曇鸞のように「償う」とは言わないけれども、滅罪に関して、往生以前、往生以後の蓮華が開くまで、開いた後という三段階を考える点で、曇鸞と同様の見解を示しているといえよう。

(三) 「身器清浄」の解釈

最後に蓮華が開いた後のことに関して考察したい。善導は『観経疏』玄義分において、下品上生の衆生が極楽に往生して、蓮の花が開いた後に、観音が大乘の教説を説く、衆生は聞きおわって無上道心を発すとし、その時の状態について次のように述べている。

①當華開之時、此人身器清浄、正堪聞法。亦不簡大小。但使得聞、即便生信。是以觀音不爲説小、先爲説大。聞大歡喜、即發無上道心、即名大乘種生、亦名大乘心生。又當華開時、觀音先爲説小乘者、聞小生信、即名二乘種生、亦名二乘心生。此品既爾、下二亦然。此三品人、俱在彼發心⁽³¹⁾。

ここでは「蓮華が開く時に、この人（下品上生の者）は「身器が清浄⁽³²⁾」であり、法を聞くことに堪える。また大乘・小乗を選ばず、聞くことができれば、すぐに信を生じることになる。したがって観音菩薩はこの人のために小乗の教説を説くのではなく、まず大乘の教説を説かれる。この人は大乘を聞いて歡喜して「無上道心を発す」。これを大乘の種が生じるといい、また大乘の心が生じるといい。また華開く時に観音菩薩が、まずこの人のために小乗の教説を説く。この人は聞いて信を生じるならば、これを二乗の種が生じるといい、また二乗の心が生じるといい。現にこの下品上生の者に言えることなので、下品中生・下品下生に共通する。下品の三生の者はともに極楽に往生してから発心する」という。

ここで善導は、教えを受け入れる身の清浄な状態を器に例えて「身器清浄」と表現している。この「身器清浄」は衆生が極楽に往生して、はじめて蓮華が開いた時の状態を指している。

そして先の下品下生の解釈より考えるならば、往生して蓮華が開いた後、「身器清浄」になった衆生が観音・勢至の甚深の妙法を聞いて、罪を除いて歓喜し、菩提心を発すという順序となる。したがって「身器清浄」とはまだ身に罪が残った状態である。ここから善導は一定程度、滅罪して往生した後の清浄となった状態を「身器清浄」と表現しているといえる。

いま一つ「身器清浄」の用例がある。『観経疏』定善義の宝楼観において、次のように述べている。

②十從除無量、下至生彼國已來、正明依法觀察、除障多劫。身器清浄、應佛本心、捨身他世、必往無疑⁽³³⁾。

ここでは現世において法によって宝楼観を修めれば、多劫の障りを除くことができるという。そのような罪を除いた状態を「身器清浄」とし、「身器清浄」であるから、仏の本心にかなう（応仏本心）とする。そして身を捨てて他世である極楽世界に必ず往生することができるという。

このように善導は、宝楼観の「身器清浄」と、下品下生のそれとは、現世と往生後という異なりがあるものの、一定の罪を除いた状態としては同義で捉えている。したがって善導が説く「清浄」にも段階があるといえる。よって極楽浄土で、微細な罪を浄化し、最後には完全な清浄な状態、つまり涅槃を目指していくことを想定しているのである。

おわりに

以上、善導における滅罪とその過程について見てきた。まとめると以下のようなになる。

①善導は現世において、滅しなければならない罪を、往生の障りと見ている。よって、善導は一定の滅罪を往生の条件としている。

②善導は極楽往生した後も滅罪する必要があると考えている。その場合、滅する罪は微塵の過去の業とする。

③善導は、曇鸞のように「償う」とは言わないけれども、滅罪に関して、往生以前、往生以後の蓮華が開くまで、開いた後という三つの段階を考えている。

④善導は「身器清浄」を、一定の罪を除いた状態としてとらえ、教えを受け入れる身の清浄さを指している。したがって善導は清浄に関して、段階を考えている。

註

(1) 畝部俊英 『『観無量寿経』における称名思想―諸観経類の「生死之罪」の文を中心として―』『同朋大学論叢』第四四・四五合併号、一九八一年。

(2) 拙稿 「浄土教における滅罪の過程―曇鸞を中心に―」『印度学仏教学研究』第六七卷第二号、二〇一九年、投稿予定。

(3) 小林尚英 「罪悪と滅罪―善導を中心として―」『佛教論叢』第二九号、一九八五年。

(4) 小林尚英は「善導がいう滅罪はすべて現生（現世）に於いて得られる」（前掲）と指摘するが、その根拠が示されていない。おそらく『観念法門』の「現生滅罪増上縁」の語によるのであろう。筆者はこの見解に疑問を呈する。

(5) 『般舟讚』『浄全』四・五三六 a

(6) 『般舟讚』『浄全』四・五四一 a

(7) 『法事讚』卷上『浄全』四・四 a

(8) 『観経疏』序分義『浄全』二・三二二 b

(9) 『観経疏』散善義『浄全』二・六四 a

(10) 『観経』『浄全』一・四八

(11) 『観経疏』散善義『浄全』二・六五 a

(12) 『観経疏』序分義『浄全』二・二七 b

(13) 『観念法門』『浄全』四・二二七 a

(14) 良忠は『観念法門私記』卷上において、「華臺聖衆者、問、華臺與聖衆歟、華臺之聖衆歟。答、二俱無咎。但浄土論云、如來淨華衆、正覺華化生。上 若依此文、應言華臺之聖衆。」（『浄全』四・二五六 b—二五七 a）という。

(15) 『観念法門』『浄全』四・二二九 a

(16) 『観念法門』『浄全』四・二三五 b

(17) 『観経疏』定善義『浄全』二・四九 a

(18) 『般舟讚』『浄全』四・五三一 a—b

(19) 良忠は『般舟讚私記』において、「微塵故業者、問、往生之時、既除業障。得生已後、何云滅業。答、故業非一。

不足爲疑。況生之時、滅繫縛用。今斷故業種子體也。」(『浄全』四・五五一b)という。また「微塵故業等者、臨終時、滅繫縛之用。往生後、滅業體也」(『浄全』四・五五六a)といつて、往生の時は生死の繫縛の用(はたらき)を滅したとしていて、今は業体を滅すとしている。

- (20) 『般舟讚』『浄全』四・五三六b
- (21) 『法事讚』卷下『浄全』四・一六b
- (22) 『法事讚』卷下『浄全』四・二〇a
- (23) 『般舟讚』『浄全』四・五三三a
- (24) 『般舟讚』『浄全』四・五三五a
- (25) 『觀經疏』定善義『浄全』一・三八a—b
- (26) 『般舟讚』『浄全』四・五四五b
- (27) 『觀經疏』散善義『浄全』一・六九b
- (28) 『觀經疏』散善義『浄全』一・七〇a
- (29) 『觀經』『浄全』一・五〇
- (30) 良忠は『觀經散善義伝通記』卷第三で「除滅罪法」を、次のように註釈している。

除滅罪法者、問、此人既除八十億劫生死之罪、即得往生。更有何障、云除罪歡喜也。答、罪有麤細。所障之法淺深有異。故此土滅往生之障、彼土更滅微細之罪。謂此品障即有三重。一往生障、十念即滅。二見佛障、經劫償之。註云、滿十二大劫、蓮華方開。當以此償五逆之罪。上 三發心障、聞法即除。論藏中、說一罪多果。所謂異熟、等流、增上果也。重重滅罪、準彼可知。又感師云、此有微細障未盡。故經說除也。然罪障微劣、念佛善強、乘佛威神、不

妨得生淨土。上己（『淨全』二・四三二a—b）

ここでは、「問う。下品下生の者がすでに八十億劫の生死の罪を除いて、往生を得たはずなのに、さらに何の障りがあつて、「除罪歎喜」と説いているのか。答える。罪には粗細があり、また障りとなる法に浅深の異なりがある。したがつてこの娑婆世界において往生の障を滅し、かの極樂世界においてさらに微細の罪を滅する。この下品下生には三重の障がある。一つには往生の障、これは十念によつて滅す。二つには見仏の障、これは劫を経て償う。『往生論註』には「十二大劫を満たすと、蓮華がまさにその時に開く。これによつて五逆の罪を償うことになる」と説いている。三つには発心の障、法を聞いて除く。論蔵の中には「一つの罪で多くの果がある（一罪多果）」と説いている。いわゆる異熟果と等流果と増上果である。また懷感は、「微細の障がまだ尽きていない。故に經に「除」と説く。しかも罪障は微劣であり、念仏の善根が強いので、仏の威神力に乗じて淨土に往生することを得ることを妨げない」と説いている」という。

(31) 『觀經疏』玄義分『淨全』二・二二a—b

(32) 「身器清淨」の用例は、善導と同時代の玄奘三蔵の『阿毘達磨俱舍論』賢聖品の凡夫の修道論に見える（しかしその意味する所は理解しがたい）。『大正』二九・一一七a参照。それ以前の訳者が「身器清淨」の語を使わないことから、玄奘三蔵からの影響も考えられよう。

一方、「身器」の語は、『往生論註』にも見える。『淨全』一・二二七b参照。同様に善導の『觀經疏』定善義の水想觀においても「言椀者、即喻身器也」（『淨全』二・三七b）とある。

さらに鳩摩羅什訳『大莊嚴論經』には「如此妙身器 眞實能堪受」とある。ここでは「素晴らしい身器は、眞實の教えを受けることができる」として、身の器が教えを受け入れることができる状態を表している。

「身器清浄」の語としては、善導没後になるが、般若訳『大方広仏華嚴経』（四十華嚴）には「一切衆生、因見如来、患苦銷滅、垢障咸除。身器清浄、堪受聖法。」と説かれている。ここでは「一切衆生が如来を見たことよって、苦しみが消滅し、煩惱障が滅する。そして身器清浄となり、聖法を受けるに堪える身となる」という。

よって「教えを受け入れる身の清浄な状態を器に例えたもの」を表した語として「身器清浄」ということができる。

(33) 『観経疏』定善義『浄全』一一・四四 a